

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年1月16日（火）		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
	11	浅子 幹夫	出席			
事務局	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼 農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	陸名 秀治		
	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第89号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第90号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第91号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第92号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第93号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第94号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第95号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第96号	贈与税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第97号	農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
	議案第98号	農用地利用集積計画の決定及び農地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
議案第99号	さいたま市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> <li>・農地法第3条許可の取消について</li> </ul>					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためをお願いしておりました「発言の際のマスクの着用」については、任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は角谷委員が欠席されておりますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号19番 本田 委員 議席番号20番 中村 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議	<p>長 それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第99号、さいたま市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について審議いたします。 本日は、参考人として農業環境整備課が待機しておりますので、先に議案第99号を審議いたします。農業環境整備課の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—農業環境整備課入室—</p>
議	<p>長 それでは、はじめに農業環境整備課長からご挨拶いただきます。</p>
農業環境整備課長	<p>農業環境整備課長の小椋でございます。この度は、農業委員会の月例総会に参加させていただきありがとうございます。 さて、本総会では「さいたま市農業振興地域整備計画の変更」について審議に諮らせていただくこととなりました。整備計画の変更に際しましては、本総会において、地域の農業をよく知る委員のみなさまのご意見をいただき、検討することが大変重要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 続きまして、農業環境整備課から「農業振興地域整備計画の変更の概要」について、説明いただきます。</p>
農業環境整備課	<p>農業環境整備課の高見沢と申します。この度は、農業委員会の月例総会に参加させていただきありがとうございます。 それでは、「さいたま市農業振興地域整備計画の変更」の概要について説明させていただきます。市では「さいたま市農業振興地域整備計画」におきまして、農用地区域を指定しています。農用地区域は農地転用が不可能な土地であり、転用する場合には、その計画地について、農用地区域から除外するという「農業振興地域整備計画の変更」が必要となります。 市町村が農業振興地域整備計画を変更するときは、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の二」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされており、こちらの意見を聴くこととは、農業委員の皆様へ、計画変更による周辺農業への影響や隣接する農地等に問題がないかなどを確認いただくこととなります。計画変更の内容に特に問題がないと思われる場合には、「意見なし」となります。 ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 説明が終わりましたので、審議に入ります。 先に番号5番を審議します。この案件は、長島委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、長島委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—長 島 委 員 退 席—</p>
議	<p>長 それでは、番号5番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>

	<p>農業環境整備課 担当の上松です。議案書は61ページになります。それでは、番号5について説明させていただきます。本案件は12月開催の月例総会にて、道の駅施設整備準備室職員より説明された事業と同様のものであり、12月月例総会では農地転用の許可を不要とすることへの意見を求めたのに対し、今回は道の駅整備事業により農用地区域から除外することについて意見をうかがうものになります。申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。計画変更の目的は、道の駅の整備で、その理由は、本事業はさいたま市の上位計画に位置付けられており、また幹線道路沿いの大規模周辺施設の確保、農業振興の機能を持った施設の整備、防災拠点の確保の観点から、新たに道の駅を開設する必要があります。</p> <p>計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、既存道路に囲まれているため、周辺農地には影響が無いものと思われま。</p> <p>以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。説明が終わりました。本件の担当委員は、私になります。当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p> <p>それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。質問がないようですので、農業環境整備課の退室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—農業環境整備課退室—</p>
議	<p>長 それでは採決に入りたいと思います。議案第99号番号5番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
各 委 員	<p>長 総員賛成であります。議案第99号番号5番について、意見なしととして決定いたします。長島委員、農業環境整備課の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—長島委員、農業環境整備課入室—</p>
議	<p>長 引き続き審議に入ります。続きまして、番号1番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>議案書は57ページになります。それでは、番号1について説明させていただきます。申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。計画変更の目的は、自己用住宅で、その理由は、既存の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロックにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われま。</p> <p>以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。説明が終わりました。担当の金子委員、意見ををお願いします。</p>

金子委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号2番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課	それでは、番号2について説明させていただきます。 申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。 計画変更の目的は、駐車場で、その理由は、既存の事業に要する面積が不足しているためです。 計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロック及びメッシュフェンスにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の菅間委員、意見をお願いします。
菅間委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号3番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課	それでは、番号3について説明させていただきます。 申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。 計画変更の目的は、自己用住宅で、その理由は、既存の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロック及びメッシュフェンスにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の菅間委員、意見をお願いします。
菅間委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号4番について、農業環境整備課、説明をお願いします。

農業環境整備課	<p>それでは、番号4について説明させていただきます。  申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。  計画変更の目的は、自動車置場（拡張）で、その理由は、既存の自動車置場では事業に要する面積が不足しているためです。  計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設柵及びコンクリートブロックにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われま  す。  以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  説明が終わりました。担当の長島委員、意見ををお願いします。</p>
長 島 委 員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  続きまして、番号6番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>それでは、番号6について説明させていただきます。  申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。  計画変更の目的は、自己用住宅で、その理由は、既存の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。  計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロック及びフェンスにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われま  す。  以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  説明が終わりました。本件の担当委員は私になります。</p> <p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p> <p>続きまして、番号7番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>それでは、番号7について説明させていただきます。  申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。  計画変更の目的は、加田屋地区環境整備事業に係る広場ゾーン（都市公園）整備で、その理由は、大宮聖苑の建設に伴う一体的な周辺地区整備として新たに都市公園を開設する必要があるためです。  計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、ネットフェンスにて防除をすることとな  っておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われま  す。  以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  説明が終わりました。担当の小川委員、意見ををお願いします。</p>

小川委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありませんが、見沼区では道の駅事業や都市公園事業など、人口が増える要因が数多くある中で、今後は道の整備を進め、渋滞を解消していただきたいということを意見として申し上げます。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号8番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課	それでは、番号8について説明させていただきます。 申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。 計画変更の目的は、資材置場及び駐車場で、その理由は、新たに資材置き場及び駐車場が必要となり、他に候補地がなかったためです。 計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の小川委員、意見をお願いします。
小川委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号9番について、農業環境整備課、説明をお願いします。
農業環境整備課	担当の新井です。どうぞよろしくお願いたします。 それでは、番号9について説明させていただきます。 申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。 計画変更の目的は、自己用住宅及び道路後退で、その理由は、現在居住している実家では手狭のため、自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。 計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。 以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。 説明が終わりました。担当の横山委員、意見をお願いします。
横山委員	当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。

議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号10番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課		<p>それでは、番号10について説明させていただきます。        申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。        計画変更の目的は、資材置場及び車両置場の拡張で、その理由は、既存の資材置場及び車両置場では手狭となり、敷地拡張して新たな置場を確保する必要があるためです。        計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、仮囲いにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。        以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        説明が終わりました。担当の横山委員、意見ををお願いします。</p>
横山委員		<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号11番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課		<p>それでは、番号11について説明させていただきます。        申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。        計画変更の目的は、学校用地で、その理由は新たに中等部を開設するためです。        計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロックにて防除することとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。        以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        説明が終わりました。担当の横山委員、意見ををお願いします。</p>
横山委員		<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号12番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>



農業環境整備課	<p>それでは、番号12について説明させていただきます。  申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。  計画変更の目的は、自己用住宅及び道路後退で、その理由は現在の賃貸住宅では手狭のため自己用住宅が必要となり、他に候補地がなかったためです。  計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、そのうち周辺農地への影響につきましては、新設コンクリートブロックにて防除をすることとなっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。  以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  説明が終わりました。担当の小泉委員、意見ををお願いします。</p>
小泉委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  続きまして、番号13番について、農業環境整備課、説明をお願いします。</p>
農業環境整備課	<p>それでは、番号13について説明させていただきます。  申出者及び申出地は議案書に記載のとおりでございます。  計画変更の目的は、資材置場の拡張で、その理由は、既存の資材置場では手狭となり、敷地拡張して新たな置場を確保する必要があるためです。  計画、他法令、その他につきましては、議案書記載のとおりでございますが、周辺農地への影響につきましては、L型擁壁を新たに設置して防除することとなっております、そのL型擁壁の部分からは10m程度スペースを空けた所から資材を置くような配置計画となっておりますので、周辺農地には影響が無いものと思われます。  なお、既存の資材置場について補足させていただきたい事項がございます、お手数ですが議案書は56ページの申出案件一覧をご覧くださいませようお願いします。こちらの番号13番の内部調整会議の意見の欄の一番下の部分になります。都市計画指導課より、「現在借地で使用している資材置場にある建築物（旧植物用ハウス、コンテナ）を許可なく使用することは認められない。」との意見がございますが、こちらは「建築物として使用する場合には許可が必要になる」という留意事項としての意見であり、現在の既存の資材置場にて違反があるということではございません。  詳細を申し上げますと、申出者が資材置場として使い始める前から、もともと建っていた植物用ハウスが残っておりますが、こちらは現在の資材置場では使われておらず、除外後の計画において撤去する予定ですので、開発部門の都市計画指導課からは問題ないと確認しております。また、資材置場の敷地内にはコンテナが置かれていますが、こちらは申出者の事業において、販売している輸送用コンテナの商品となりますので、建築物には当たらず、こちらも都市計画指導課からは問題ないと確認しております。  以上より、農振法上、農業振興地域整備計画の変更は問題ないと考えます。  ご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。  説明が終わりました。担当の小泉委員、意見ををお願いします。</p>
小泉委員	<p>当該地は違反と思われるものはなく、周辺農地への影響もないと思われるため、特に意見はありません。</p>

議長	長	ありがとうございました。 説明が終わりました。ご質問のある方は挙手をお願いします。
浅子委員	委員	13番について伺います。周辺農地への影響について、10mほど緑地を設ける計画とのことですが、緑地部分に木を植えるなどしてしまうと将来的に周辺農地への影響が生じる懸念があります。そのため、事業を実施する事業者の信用性が重要だと考えますが、今回の申出者について事業の実現性を含め信用面は問題ないのでしょうか。
農業環境整備課	課	さいたま市農業振興地域整備計画の変更にあたっては、計画の実現性が非常に重要視されます。当初の計画と使用用途が変わることは問題となるため、申出者に対してその旨指導しておりますので、問題はないと思われま
小林委員	委員	13番について伺います。先ほどの説明の中で、旧植物用ハウス、コンテナについて建築物に該当する場合は許可が必要ということでしたが、ビニールハウスで建築物に該当する基準等があるのでしょうか。
農業環境整備課	課	開発の担当部署で判断の基準があると思われま
西形委員	委員	13番について伺います。農地調整課からの意見として、除外後の農地区分が第1種農地とのことで、原則転用が許可されないと思
農業環境整備課	課	除外後の農地区分が第1種農地であったとしても、既存の2分の1の面積を超えないものであれば除外が認められることになっております。今回の計画についても、申出地の面積が既存の2分の1を超えず、かつその他の要件も満たしていることから申出を受けております。
議長	長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、農業環境整備課の退室を求めます。  — 農業環境整備課退室 —
議長	長	それでは採決に入りたいと思
各委員	委員	番号5番を除く議案第99号について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。  — 総員賛成 —
議長	長	総員賛成であります。 番号5番を除く議案第99号について、意見なしとして決定いたします。

<p>議  中 村 委 員</p>	<p>長 続きます、議案第89号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、白楯保育園の南西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ナス、ホウレンソウの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議  金 子 委 員</p>	<p>長 ありがとうございます。 続きます、番号2番、番号3番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の南東500mに位置する水田の広がる地域の畑です。 通作距離は、190mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きます、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の南450mに位置する水田の広がる地域の現況畑です。 通作距離は、10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、トマト、ナス、ハクサイの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議  菅 間 委 員</p>	<p>長 ありがとうございます。 続きます、番号4番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇中学校の西①530m②600mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、①90m、②190mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画はナス、ネギ、トマトの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議	長 ありがとうございました。 続きまして、番号5番から番号7番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。
小川委員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立片柳中学校の南東400mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に所有農地はございません。農機具等は揃っております。この方は、新規就農という扱いとなりますが、営農計画書も提出されており問題ないものと思われます。 作付計画はトマト、レタス、ピーマンの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、大宮聖苑の南西780mから1.05kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、11.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画はサトイモの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、大宮聖苑の南西860mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、11.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画はサトイモの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長 ありがとうございました。 続きまして、番号8番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。
西形委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立芝原小学校の北東①900m②1.1kmに位置する畑の広がる地域の畑です。 通作距離は、①2.4km、②2.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ツゲ、ツバキの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長 ありがとうございました。 続きまして、番号9番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立美園中学校の北西450mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は、50mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、モクセイの予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号10番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請地は、市立和土小学校の東1.1kmに位置する住宅と農地の混在する地域の現況畑です。  通作距離は、320mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、コマツナの予定で、問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上で、説明が終わりました。  ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号6番、番号7番について伺います。本案件の譲受人が先ほど審議した議案第99号13番の法人の代表取締役と名前が同じように見受けられますが、法人の関係者なののでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。番号6番、番号7番の譲受人は市内に個人で農地を所有しており、その他に越谷市、春日部市、幸手市、所沢市、松戸市に農地を所有しておりますが、所有農地が全て適正に管理されていることを各農業委員会に確認しております。  市内の農地についても適正に管理されており、過去に農地法3条の許可も取得しています。  ご質問にもありました通り、先ほど審議いただいた案件の法人の代表取締役と番号6番、7番の譲受人は同一ですが、農地法第3条許可にあたっては、個人と法人は別人格となりますので、個人として許可要件を満たしていれば、たとえ法人が農地所有適格法人として所有する農地に適切に管理されていない農地があったとしてもそれについては問われないことになっております。</p>
小林委員	<p>引き続き番号6番、番号7番について伺います。譲受人は市外にも農地を多く所有しているとのことですが、議案書に記載されている所有農地は市内だけの農地となっているのか、市外の農地も含まれているのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>市外の所有農地を含めた面積となっております。</p>

小林委員	引き続き番号6番、番号7番についてです。譲受人の農地について私も存じ上げておりますが、他の人に管理してもらっているような状況にあります。台帳上、現況ともに管理状況に問題がなければその点についてはやむを得ないとも思いますが、現在市内に点々と農地を所有されているということで、今後については注視する必要があると考えます。
事務局	事務局としても注視していきたいと思えます。
小泉委員	番号6番、番号7番についてです。取得した農地を将来的に転用される懸念もございますので、小林委員と同じく今後について動きを注視する必要があると考えます。
浅子委員	番号6番、番号7番について伺います。本案件の譲受人は私の担当地区にも農地を所有しております、代表取締役を務めている法人が農地法違反している箇所がございます。先ほど事務局から個人と法人は別人格であるとの説明がありましたが、両者を全く切り離して考えるというのはいかがかと思えます。審議にあたり、信用の面で疑義があります。 本当に農業を営むために取得するのなら問題ないと思えますが、取得後に転用されるという疑いも捨てきれないと思えます。申請書類や要件を満たしていれば受付せざるを得ないという事情もあるとは思いますが、過去に農地法違反に対して指導をした際も、再三の指導にも関わらず応じなかったという背景もあります。事務局としてはいかがお考えでしょうか。
事務局	我々は農地法に基づいて審査しますので、すべての事情を考慮したうえでというのは難しいというのが正直なところです。先ほどから話に出ているとおり今後の動きを注視するというのが、事務局としてできることだと考えます。
西形委員	番号6番、番号7番についてです。注視ということだけでは、なかなか効果は期待できないかと思えます。違反については農業委員と農地利用最適化推進委員の日々の活動の中で地権者に対して注意喚起を行うことが大切だと考えます。
小泉委員	番号6番、番号7番についてです。本案件の譲受人は関連会社を複数持っており、違反のない会社で申請するなど使い分けをしていると思われまます。しかし、そういったことが法律上問題ないということであれば注視するほかないと考えます。
小川委員	番号6番、番号7番についてです。本案件は私の担当地区でございますが、法律上問題ないという点と申請の段階で将来的な利用方法まで疑うことはできないという点でやむを得ないと判断しております。
小林委員	番号6番、番号7番についてです。譲渡人の農家の立場からすると、後継者がいない場合に農地を存命の間に処分したいという心情になるということも同じ農家として理解できます。将来的な利用方法を現状の農地法では問うことができないということが難しいところだと痛感しました。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思えます。 議案第89号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 賛成多数、浅子委員番号6番及び番号7番について賛成せず —

浅子委員	浅子委員は挙手しておりませんが、どの案件について賛成ではないのでしょうか。
議	番号6番、番号7番について賛成いたしません。  浅子委員は番号6番及び番号7番について賛成ではないですが、賛成多数でありますので、議案第89号について、許可することと決定いたします。

議  金子委員	長 続きまして、議案第90号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。 番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。
	番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中学校の南270mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.1mの新設板柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議  小川委員	長 ありがとうございました。 続きまして、番号2番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。
	番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、片柳公民館の南西160mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～7段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議  各委員	長 ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第90号について、賛成の方の挙手を求めます。
議  各委員	長 総員賛成でございます。 議案第90号について、許可することと決定いたします。
	— 総員賛成 —



議  金子委員	<p>長 続きまして、議案第91号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
議  菅間委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮武蔵野高等学校の北200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅及び道路後退敷です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.1mの新設木柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p> <p>長 ありがとうございます 続きまして、番号2番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>
議  長島委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、指扇病院の北東700mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で土木建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p> <p>長 ありがとうございます。 続きまして、番号3番、春岡地区、長島委員、議案説明をお願いします。</p>
議	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、春野図書館の北東570mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、①トマト、②キュウリを作付けする予定です。 一時転用で、期間は2か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p> <p>長 ありがとうございます。 続きまして、番号4番、番号5番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いします。</p>

西形委員	<p>番号4番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農振農用地です。  申請地は、さいたま市立病院の北西1.0kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、ジャガイモ、ヤツガシラ、ネギを作付けする予定です。  一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農振農用地です。  申請地は、浦和くらしの博物館の西450mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、①ジャガイモ、苗木、②ヤツガシラ、植木を作付けする予定です。  一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、浦和大学の西520mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、自己用住宅及び道路後退敷です。  申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～3段積により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号7番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>

横山委員	<p>番号7番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、県立浦和東高等学校の西990mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、資材置場です。  申請理由は、現在、県内で解体業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ2.0mの新設メッキ鋼板により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号8番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号8番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農振農用地です。  申請地は、市立和土小学校の東840mに位置する農振農用地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はげが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、コマツナを作付けする予定です。  一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立河合小学校の東600mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、太陽光発電設備です。  申請理由は、現在、県外で太陽光発電事業を営んでいるが、申請地は太陽光発電を行うにあたり、日照や送電設備などの条件が最適であると判断したためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ1.2mの新設マルチフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号10番から番号12番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>

<p>中山委員</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、県立岩槻北稜高等学校の北東100mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、柿木を作付けする予定です。  一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号11番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、岩槻消防署上野出張所の北西880mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、駐車場です。  申請理由は、現在、県外に本店を置き製造業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地近くの既存事業所の駐車場が手狭となったことから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺に農地はございません。</p> <p>続きまして、番号12番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立慈恩寺中学校の北西160mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、トマトを作付けする予定です。  一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第91号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総員賛成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございます。  議案第91号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第92号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、説明をお願いいたします。</p>
金 子 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、水稻です。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は720mです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、番号3番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の耕作地はありません。</p> <p>作付計画は、アオシソ、エンドウです。</p> <p>申請目的は、新規就農のためで、通作距離は15.9kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、番号5番、大砂土地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員	<p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>使用賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>

議

長

続きまして、番号5番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、盆栽です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.6kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

小川委員

員

ありがとうございました。  
続きまして、番号6番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

番号6番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番から番号9番、三室地区、木崎地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

員

番号7番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、サトイモです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は8.8kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の耕作地はありません。  
作付計画は、モリンガです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は11.1kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議	長 続きますして、番号10番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。
浅子委員	番号10番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議	長 ありがとうございました。 続きますして、番号11番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。
本田委員	番号11番についてご説明いたします。 賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、タマネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議	長 ありがとうございました。 続きますして、番号12番から番号14番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。
関根委員	番号12番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は390mです。 特に問題はないものと思われます。  続きますして、番号13番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5kmです。 特に問題はないものと思われます。

議	<p>続きまして、番号14番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.2kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
各 委 員	<p>長 ありがとうございます。  以上で説明が終わりました。  質問等のある方は、挙手をお願いいたします。  質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第92号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成ですので、議案第92号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>



議 長	<p>続きまして、議案第93号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、三橋地区、清水友清委員、説明をお願いいたします。</p>
清水友清委員	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書のとおりです。  従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。  申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。  質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。  議案第93号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。  議案第93号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第94号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号3番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第94号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第94号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第95号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号16番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第95号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第95号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第96号、贈与税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p>
議 長	<p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第96号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第96号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 事 局	<p>長 続きます。議案第97号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>それでは、番号1番、指扇地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
議 事 局	<p>この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から譲受人に対して、賃借権で10年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第92号番号4番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>なお、借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p>
議 事 局	<p>長 ありがとうございます。</p> <p>番号2番、大砂土地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
議 事 局	<p>番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、譲受人に対して、使用貸借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第92号番号3番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p>
議 事 局	<p>長 ありがとうございます。</p> <p>番号3番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
議 事 局	<p>番号3の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、譲受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第92号番号6番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。</p> <p>番号4番、野田地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号4の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、譲受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第92号番号7番及び10番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号1番について伺います。通作距離が323.8kmとなっていますが、市内に新たに拠点を設ける等の計画がありましたら教えてください。</p>
事務局	<p>本案件の譲受人である法人は新潟県に拠点を置く法人でございます。今後市内に新たに拠点を設ける計画となっており、経営がうまくいくようであれば、市内で別法人を立ち上げるなど事業拡大を見込んでいると聞いております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第97号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第97号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第98号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>この案件は、金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、金子委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 金子委員退席 —</p>	
議	長	事務局より説明をお願いします。	
事	務	事務局より説明をさせていただきます。	
局		<p>農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（馬宮地区）及び（大野島地区）についてです。こちらの議案につきましては、地権者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理機構から譲受人への農用地利用集積等促進計画（案）について一括して審議をお願いしているものでございます。</p> <p>まず、馬宮地区の案件について説明いたします。馬宮地区の案件は総筆数24筆、面積19,002㎡について、農林公社への農地中間管理権の設定する利用集積計画の決定及び農林公社から譲受人6名への利用集積等促進計画（案）について、農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。</p> <p>次に大野島地区の案件について説明いたします。大野島地区の案件は総筆数1筆、面積119㎡について、農林公社への農地中間管理権の設定する利用集積計画の決定及び農林公社から譲受人1名への利用集積等促進計画（案）について、農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。</p> <p>本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものです。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>	
西	形	委員	審議の仕方についてですが、今回馬宮地区の案件について金子委員が議事参与となっていますが、馬宮地区の案件と大野島地区の案件について一括の審議で問題ないのでしょうか。
事	務	局	馬宮地区について先に審議をお願いいたします。
議	長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第98号馬宮地区の案件について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>	
各	委	員	— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第98号馬宮地区の案件について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> <p>それでは、金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 金子委員入室 —</p>	

議 長	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>それでは大野島地区の案件について再度事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>大野島地区の案件について説明いたします。大野島地区の案件は総筆数1筆、面積119㎡について、農林公社への農地中間管理権の設定する利用集積計画の決定及び農林公社から譲受人1名への利用集積等促進計画（案）について、農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。</p> <p>本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第98号大野島地区の案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第98号大野島地区の案件について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第98号大野島地区の案件について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>



議	長 本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。  事務局お願いいたします。
事 務 局	お手元の資料をご覧ください。 令和5年12月分報告事項です。  農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第6条の2第1項第の規定による報告（一般法人）でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。 農地法第3条許可の取消でございます。
議	長 ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。
浅 子 委 員	農地法第18条第6項の規定による解約通知について、解約の理由の欄がその他となっているものが多数見受けられますが、具体的な理由の記載していただくよう検討をお願いいたします。
事 務 局	基本的に通知に相手方が書いてきたものを記載しておりますが、今後対応を検討させていただきます。
議	長 ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。

事務局	<p>事務局よりご連絡いたします。現在、さいたま市ではデジタル技術を活用した働き方改革、業務効率化を推進しております。その中で、農業委員会事務局は打合せ等のペーパーレス化のモデル課として選出されており、紙の削減を求められているところがございます。</p> <p>その取り組みを受けまして、毎月みなさまのお手元にお配りしている議案書についても紙ではなく、タブレット端末にする方向で検討しております。</p> <p>つきましては、次回令和6年2月16日に開催される月例総会では紙の議案書と同じ内容が閲覧できるタブレット端末を各席にご用意いたしますので、審議の際はその端末を使用いただければと思います。</p> <p>次回の月例総会あくまでタブレット端末のテスト運用になりますので、紙の議案書も従来通りご用意させていただきます。</p> <p>ですが、まずはタブレット端末を使用していただいて、使用感やお気づきの点についてご意見をいただきまして来年度以降の本格的なペーパーレス化につなげていきたいと考えております。</p> <p>ご苦勞おかけすることもあるかと思いますが、ペーパーレス化へのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。</p>
金子委員	<p>農地法第18条第6項の規定による解約通知について伺います。解約された農地については、遊休農地にならないよう次の借り手を見つけるように、どのように手続きを進めているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、中間管理権が設定されていて中間管理機構から転貸・又貸しをされて耕作をされていた方が、転貸のところを解約という案件が多いように見受けられます。これらにつきましては、中間管理機構から転貸を受ける方が変わり、また別の方が耕作をされることとなります。</p> <p>先ほど審議いただきました、議案第98号をご覧いただきますと、一部譲渡人が空欄になっている箇所がございますが、これらが今まで耕作されていた方が解約し、新たな耕作者がこの利用集積計画をもって今後耕作されるということで割り当てがされたものでございます。このように耕作者が途切れる期間がなるべく短いように対応がなされております。</p>
金子委員	<p>先ほどの案件については私が地域の方々をお願いをして、何とか新たな耕作者になってもらいました。</p> <p>こうした解約がなされた農地については新たな耕作者になってくれる方を農業委員が地域の農家をあたって探していくことになるということでしょうか。</p>
事務局	<p>新しい転貸先については、農林公社で探すべきところだとは思いますが、なかなか農林公社では地域の状況を把握できないところもあり、農業委員、農地利用最適化推進委員のみなさまに協力をお願いする場面が出てくるかと思っております。そういった意味では委員のみなさまにお手間をおかけすることもあるかと思いますが、可能な範囲でご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

議	長 他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者より お願いいたします。
6 閉会宣言 浅子会長職務代理者	本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和6年1月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会 いたします。